

第9章 主要投資インセンティブ（奨励ゾーン、奨励業種等）

メキシコでは、1994年に現行外国投資法が施行されて以降、外資企業に対しても内国民待遇が適用されることとなったため、外資企業のみ適用される投資インセンティブは存在しない。内資企業に直接適用される奨励措置としては、「IMMEX」、「PROSEC」、「レグラ・オクターバ」、「戦略的経済特区」、「戦略的保税区域」、「企業認定スキーム登録制度」、そして地域別の投資奨励策が挙げられる。また、これらの措置は外資企業にも適用があり、外国貿易・投資業務に利益をもたらすものである。さらに、2023年6月には、現ロペス・オブラドール政権の4大プロジェクトの一つであるテワンテペック地峡開発プロジェクトにおいて、計画予定の10カ所の工業地帯に適用される新たな税制インセンティブが発表された。

1. IMMEX

(1) 概要

IMMEXは、輸出向けの製造・マキラドーラ・サービス産業振興プログラムのことで、一時輸入が認められる制度である。主要根拠法はIMMEX政令である。旧来のマキラドーラ制度とPITEX（輸出のための一時輸入措置）を統合し、手続きの簡素化と、輸出義務に関する条件の緩和がなされたものとなっている。

IMMEXの適用にあたって、「付加価値税（IVA）・生産・サービス特別税（IEPS）」モダリティー及び「認定通関業者（AEO）」モダリティーとして認定制度への登録を受けることができる可能性があるが、当該カテゴリーごとの恩恵分類は2020年7月以降に撤廃されている。

(2) プログラム形態

IMMEX登録は、申請企業が実行しようとする輸出プログラムに対する認可という形で行われる。IMMEX政令上、以下の5つのプログラム形態が認められている。

- 統括企業（Controladora de Empresas）IMMEX
- 工業（Industrial）IMMEX
- サービス（Servicios）IMMEX
- シェルター（Albergue）IMMEX
- アウトソーシング（Terciarización）IMMEX

このうち、特にサービスIMMEXには輸出製品に直接関係するサービス（塗装、研磨、切断、検品、仕分け、蔵置、ジャストインタイムによる搬入等）に加えて、IT産業を中心とした輸出支援サービスまで幅広く対象として含まれる。また、アウトソーシングIMMEXには、自社で生産設備を有せずに、製造活動はあらかじめ登録認可を受けたほかの下請メーカーに委託する事業活動が含まれている。

なお、シェルター（Albergue）サービスとは、外国企業がメキシコに進出する際に活用する方法の一つで、現地法人を設立せずシェルターカンパニーに生産委託を行うものである。シェルターカンパニーは、現地での会社設立から経理、法務、労務等のバックヤード業務を請け負い、全ての手続きを実施するため、委託する外国企業側には迅速にメキシコ進出ができることや、製造・販売等のコア業務に特化できるというメリットがある。

(3) 恩典内容

IMMEX の適用の利点としては、一時輸入の実施、輸出を条件とする輸入に係る租税の免除・繰り延べ、事務手続きの簡素化等のための認可を取得できることが挙げられる。対象となる品目、一時輸入状態で国内滞留認められる原則的期間、及び輸入に係る租税免除の可否について次の図表 9-1 に示した。なお、一部の品目については特別要件の履行が必要となり、認可される国内滞留の期間も短い。特に、2020 年 7 月になされた改定で滞留期間が 18 ヶ月に短縮された点や、「IVA・IEPS」モダリティーの恩典の多くが消滅した点にも留意が必要である。

図表 9-1 IMMEX の対象となる品目と国内滞留期間

政令	品目名	国内滞留期間	租税免除の可否
政令 4 条の I	燃料や潤滑油等生産工程で消費される財、輸出商品を構成する原材料・部品、容器・梱包材、ラベル・パンフレット等	18 ヶ月間 (ただし、バッチャル輸入は 6 ヶ月)	・輸入付加価値税（輸入 IVA）、アンチダンピング税（AD 税）の一律免除 ・輸入関税: 原産地・仕向地、輸入者の活動内容により免除の可否が決まる
政令 4 条の II	コンテナ、トレーラーケース	2 年間	・輸入 IVA、AD 税、輸入関税のいずれも免除
政令 4 条の III	生産工程で使用する機械設備、機器、工具、計器類、型、交換部品、汚染防止、調査・職業訓練、安全、演算・通信、試験、測定・測量、製品検査・品質管理、輸出製品に直接係る資材の取扱用設備・機器、管理用機器等	プログラムの有効期間中	・輸入 IVA: 免除 ・AD 税、輸入関税: 免除されない
センシティブ品目	A（一部の糖類）、B（関税分類（HS コード）72 類の鋼材）、C（繊維製品）、D（アルミ、同製品）、E（くず）	18 ヶ月間 (ただし、バッチャル輸入は 6 ヶ月)	-

(出所) メキシコ経済省、ジェトロウェブサイト国・地域別情報より作成

「IVA・IEPS」モダリティーでの各認定カテゴリー別の恩典の内容は、図表 9-2 に示したとおりである。IVA・IEPS 認定制度によって従来与えられていた恩典の多くは、メキシコ国税庁（Servicio de Administración Tributaria: SAT）の外国貿易に関する一般規則（SAT 貿易細則）の 2020 年 7 月 24 日付及び 2023 年 10 月 30 日付での改定により大幅に削減されている。この改定はそれぞれ 2020 年 7 月 27 日及び 2023 年 10 月 31 日から施行されているが、同時点で有効な認定を持つ企業は当該認定の有効期限まで、従来の恩典を享受できる。

なお、本改定は IVA・IPES 認定制度の恩典削減に大きく影響したが、他方で後述する AEO モダリティの恩典は概ね変更がない。結果として AEO の恩典が際立つようになったため、2020 年の SAT 貿易細則改定の背景には、物流セキュリティの安全性が確保された AEO 認定企業の数を増やす目的があったものと考えられている。

図表 9-2 IVA・IEPS の各認定カテゴリー別の恩典の内容

カテゴリー	恩典の内容	2020年7月及び2023年10月の改定で消滅した恩典
A	一時輸入 IVA 保税	
	20日以内の IVA 還付	✓2020年7月改訂で消滅
	特定部門別輸出入業者登録の即時認可	✓2020年7月改訂で消滅
	特定部門別輸出入業者登録の即時停止を猶予	✓2020年7月改訂で消滅
	通関後のイレギュラー（注1）の自発的修正機会の提供	✓2020年7月改訂で消滅
	税関価格申告書、価格算定書の提出免除（一時輸入時のみ）	✓2020年7月改訂で消滅
	通関監査プロセス開始後の貨物差押え猶予（60日間）	✓2020年7月改訂で消滅
	一時輸入滞留期間の18ヵ月から36ヵ月への延長	✓2020年7月改訂で消滅
	米国ラレド空港税関におけるメキシコ国際航空貨物の事前通関（自動車・電子・航空機産業のみ）	
	個別認識が必要な商品のシリアル番号記載義務免除（電気・電子産業・航空機メンテナンス請負）	✓2020年7月改訂で消滅
AA	自動車部品メーカーと完成車メーカーの間の自動車部品保税転送手続きの簡素化	
	Aで与えられる恩典	一部（上記）
	15日以内の IVA 還付	✓2020年7月改訂で消滅
	税務調査開始前に自発的修正申告を促す通知（注2）	✓2020年7月改訂で消滅
	保税在庫管理要件の緩和	✓2020年7月改訂で消滅
AAA	SATの許可が必要な輸入申告書の修正を、輸入後3ヵ月以内であれば許可なしで実施可能	✓2020年7月改訂で消滅
	有効期限2年	✓2023年10月改訂により有効期限1年となった
	A及びAAで与えられる恩典	一部（上記）
	10日以内の IVA 還付	✓2020年7月改訂で消滅
	月次一括輸出入申告	✓2020年7月改訂で消滅
	一時輸入時のシリアルナンバー不記載可能	✓2020年7月改訂で消滅
	自社内輸出手続き可	✓2020年7月改訂で消滅
	「V5」オペレーション（注3）	✓2020年7月改訂で消滅
	有効期限3年	✓2023年10月改訂により有効期限1年となった

（注1）故意でない違法状態、SATに通知して60日以内に修正申告すれば罰則なし。

（注2）事業者の義務不履行をSATが発見した場合、税務調査を正式に開始する前に、自発的な修正機会を与えるため、事業者に書面で通知する。

（注3）「V5」の申告コードを使い、IMMEX企業が保管する外国居住者所有の一時輸入在庫を国内で非IMMEX企業に移転するオペレーション。通関申告上はIMMEX企業が外国居住者に再輸出、非IMMEX企業が外国居住者から確定輸入したことになる。

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

(4) IMMEX 制度の登録・維持のための要件

IMMEX 登録及び維持にあたっては、所定の要件（図表 9-3 に示す 8 つの主要な要件を含む。）を満たす必要がある。

なお、自社では生産設備を保有せず生産行為を委託先に委ねる企業であっても、IMMEX 登録を行った上で予め委託先をメキシコ経済省に登録した場合は、一時輸入等の恩恵を受けることができる。

図表 9-3 登録及び維持の主要な要件

要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 所得税法に則り、所得税を納税するメキシコ居住の法人であること ② 年間 50 万ドル相当以上、若しくは年間総売上上の 10%以上を輸出すること ③ メキシコ国税庁（Servicio de Administración Tributaria: SAT）の高度電子署名（FIEL）証明書を有すること ④ 現行の連邦納税者登録（RFC）を有すること ⑤ 税務上の住所、並びに IMMEX 操業を行うほかの住所が RFC に登録してあり、且つ同登録が現行のものであること ⑥ 貿易オペレーションに関する年次報告を提出すること ⑦ 国立統計地理情報院（INEGI: Instituto Nacional de Estadística y Geografía）に対し月次統計報告を行うこと ⑧ IMMEX 政令添付IVに基づく輸入品の在庫管理を行うこと
----	---

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

ひとくちメモ 8: 日系企業の多くは「A」を取得

先に示したように、2014 年の税制改正において 2015 年からは一時輸入の際にも輸入 IVA を支払わなければならないという制度に変更されたが、一定以上の要件を満たす企業については、IVA の保税の継続が認められるという救済措置が採られている。先述したように IVA・IEPS 認定制度により A から AAA の順に利点が多いが、その順番で認定要件は厳しくなる。

A から AAA までの共通の基本要件として、税務義務履行証明や従業員の社会保険加入証明（10 人以上）等が求められるが、最も重要なのは、直近の 12 ヶ月において企業全体の一時輸入品の 60%以上が再輸出の商品として輸出されていること（新規企業の場合は免除される）を証明することである。

一方、AA、AAA のカテゴリーは、A の要件を満たすことに加えて、原則、操業経験の長さ、または企業規模の大きさが求められ、かつ部品・原材料のサプライヤーの税務義務履行証明も準備する必要がある。条件が多い代わりに 2020 年以降、恩恵は実質年数の違いしかないため、日系企業の多くは「A」を取得している。

2. PROSEC

(1) 概要

PROSEC は、在メキシコ製造業者向けの優遇措置として 2001 年より適用されている、産業分野別生産促進プログラムのことである。PROSEC で指定された各業種については、特定の完成品を製造する際に必要とされる部品・原材料、機械・設備の輸入に対して優遇関税が適用される。

(2) 優遇内容

PROSEC で優遇される業種は、以下の図表 9-4 に挙げる 24 業種である。当該業種に関するリストに掲載されている完成品を製造する際に必要とされる部品・原材料、機械・設備を 0%、3%、5%の優遇関税で輸入することができる。なお、同制度導入の目的は輸出振興ではなく国内産業育成であるため、輸出の義務は課されていない。

図表 9-4 PROSEC で優遇される業種

業種	①電気、②電子、③家具、④玩具、⑤靴、⑥冶金工業、⑦資本財、⑧写真産業、 ⑨農業機器、⑩他業種、⑪化学、⑫ゴム・プラスチック、⑬製鉄、 ⑭薬品・医療機器、⑮輸送機器（ただし、自動車産業を除く）、⑯製紙、⑰木材、 ⑱革製品、⑲自動車及び自動車部品、⑳繊維・アパレル、㉑チョコレート・菓子、 ㉒コーヒー、㉓食品産業、㉔肥料
----	---

（出所）メキシコ経済省ウェブサイト、ジェトロウェブサイトより作成

(3) 留意事項

対象となる業種、製品、品目については度々改正されているため、確認が必要である。最新情報については、経済省のウェブページ (<https://www.snice.gob.mx/>) にて確認が可能である。24 業種別の製造品目の最新リストは PROSEC 政令（Decreto por el que se establecen diversos Programas de Promoción Sectorial）第 4 条に、24 業種別の優遇関税の対象品目と税率を定める最新リストは同政令第 5 条に掲載されている。

3. レグラ・オクターバ

(1) 概要

レグラ・オクターバは PROSEC の補完制度で、PROSEC 対象外となる部品・原材料についても暫定的に優遇関税率で輸入することが認められている。元々は輸入一般関税法の補則第 8 条で、特定の製品について、製造業者登録を得ている企業が当該特定製品を製造するにあたり必要となる部品や原材料を優遇関税で輸入できる制度であったが、PROSEC の発足に伴い同制度を補完するものとなった。

PROSEC では HS コードによって優遇関税の適用の可否が判断される。そのため、同一の HS コードに複数の異なる品目が含まれ、かつその一部の品目のみに優遇関税の適用に合理性が認められる場合に、当該 HS コードの品目が PROSEC の対象外とされることがある。

このような場合において、優遇関税を適用することに合理性が認められる品目については、レグラ・オクターバに基づき優遇関税の適用が認められる。

(2) 優遇内容

メキシコ経済省に対してレグラ・オクターバを申請し認められたら、PROSEC に含まれない品目を関税率 0%~5%で輸入することができる。

(3) 留意事項

優遇関税率による輸入許可の有効期限は原則として 1 回につき 1 年間である。申請者の要望に基づき輸入数量が割り当てられる。輸入許可の有効期限内であっても、割り当てられた輸入数量を消化した場合には改めて許可申請を行う必要がある。製鉄、チョコレート・菓子、コーヒー関連の申請においては、一部特殊要件が存在する。なお、メキシコ経済省は優遇関税の申請に対する許可に際して、図表 9-5 に示す 4 つの判断基準を考慮している。

図表 9-5 レグラ・オクターバ許可の判断基準

基準	<ul style="list-style-type: none"> • 柔軟に資金調達を行うため供給元の多角化を図る場合 • 国内で生産されていない、もしくは十分な生産量がないものを輸入する場合 • 新製品生産・新規プロジェクト開始に向けた立ち上げ段階で必要な場合 • 貿易取引上の契約を遵守した製品を生産するために必要な場合
----	--

(出所) メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

4. 北部国境地帯経済特区

メキシコ政府は、2019 年より北部国境地帯の減税措置を導入した。対象地域の経済活性化と雇用の創出を目的として、法人所得税 (Impuesto sobre la Renta: ISR) 税率を 30%から 20%に引き下げ、付加価値税 (IVA) 税率を 16%から 8%へ引き下げている。減税が適用されるのは、バハ・カリフォルニア、ソノラ、チワワ、コアウイラ、ヌエボ・レオン、タマウリパスの 5 州の合計 43 市町村である。

図表 9-6 減税策の概要

項目	概要
法人所得税	<p>対象地域で 90%以上の収入を上げる法人及び個人事業者に対し、所得税 (ISR) 30%の 3 分の 1 に相当する税務クレジットを与える。ただし、北部国境地帯源泉の所得に対してのみクレジットが適用できる。原則として同地域において 18 ヶ月以上の操業実績があることを示すことが条件とされるが、新規に事業を立ち上げる場合には、同地域で新規に固定資産を取得すれば、適用対象となる。税務上の住所が同地域にない場合でも、支店等があれば、その売上高について税控除を申請できる。</p> <p>金融・保険業、士業、人材派遣業、農業、畜産業、漁業、林業のほか、所得税法第 181 条及び第 182 条に基づき課税所得を算出するマキラドーラ・オペレーションを行う事業者については、適用対象外。</p>

項目	概要
付加価値税	北部国境地域における事業所や施設において、物品の譲渡、サービス提供、物品のリースに関する活動を行う法人もしくは個人事業者に対して、IVA 適用料率に通常の50%（16%→8%）のクレジットが付与される。具体的には IVA 税率8%の電子インボイス（CFDI）が発行できることになる。条件として、物品の引き渡し、リースの提供、独立したサービスの提供が北部国境地域内で実行されなければならない。なお、物品・サービスの輸入、不動産及び無形資産の譲渡取引、e コマースにはクレジットが適用できない。

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

5. 戦略的保税区域

（1）概要

戦略的保税地域（RFE: Recinto Fiscalizado Estratégico）は、大蔵公債省の認可によって開設されるフリーゾーンであり、2002年の戦略的保税区域設置政令、2016年2月の戦略的保税区域とその活用スキームを奨励する政令、SAT 貿易細則等によって規定されている。

2016年2月の制度改正により、一時輸入における IVA・IEPS の保税認定は申請と同時に付与されるようになり、所要期間が短縮され、IMMEX 等のほかの保税プログラムに比べ円滑な事業開始が可能になったほか、修正申告の利便性や特定部門別輸入業者登録の即時認可等の恩恵が拡大された。

（2）優遇内容

RFE の開設にあたってはメキシコ大蔵公債省の認可が必要となる。認可は2種類に分かれており、①税関に隣接する指定保税地域（Recinto Fiscalizado）、または港湾地域（Recinto Portuario）内、もしくはこれらに隣接する土地の使用権を有する者に RFE 全体の管理運営権が認可される「運営認可」と、②同認可済みの RFE において、貨物の蔵置、点検、改装、仕分け、加工、製造、展示等を行う利用者としての登録が認可される「利用認可」である。「運営認可」を取得した者に対しては「利用認可」は認められない。いずれの認可も1回の有効期限は20年間と定められているが、更新が可能である。

RFE への貨物の搬入に際しては、輸出入関税・相殺関税の支払い、動植物検疫、厚生、環境、公安関係以外の分野での非関税規制の履行が免除される。搬入貨物の RFE 内滞留期間は部品・原材料は60ヵ月、機械設備は RFE 利用認可の有効期限まで（延長可）であったが、大蔵公債省が2023年4月25日に2023年の貿易に関する一般規則（Reglas Generales de Comercio Exterior: RGCE）の第2次改正を官報で公布したことにより、貨物における滞留許容期間が60ヵ月から24ヵ月に大幅に短縮されている。

6. 企業認定スキーム登録制度（RECE）

（1）概要

2016年5月に行われた SAT 貿易細則の改定において、従来、複数存在していた企業認定制度が、企業認定スキーム登録制度（RECE）として統合された。

これにより、前述した IMMEX 企業が対象となる認定制度は、IVA のための認定を主目的とする「IVA・IEPS」モダリティーと、通関手続きの円滑化・簡素化を主目的とする「AEO」モダリティーの2種類に集約されて、従来の通関手続きの円滑化・簡素化のための認定要件カテゴリーの「B」及び「D」が廃止された。

(2) 登録のための要件

SAT 貿易細則によると、認定企業の登録のための基本的な要件は図表 9-7 のとおりとなっている。以下に加え、登録対象企業の規模や業種によって満たすべき個別要件も存在する。

図表 9-7 認定企業登録で満たすべき基本要件

基本要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 メキシコ法に則って設立された法人であること 2 納税義務を履行していること 3 SAT 貿易細則の定める基準に従い通関関連法規の履行実績を証明すること 4 輸送業者を指名すること
------	--

(出所) 税関法、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

「IVA・IEPS」モダリティーの主な認定要件は、図表 9-8 のとおりとなっている。IVA・IEPS モダリティーの恩恵は 2020 年 7 月以降統一されており、モダリティーによる恩恵の差はなくなったものの、制度上の認定要件は引き続き以下のカテゴリー別に残っている。

図表 9-8 IVA・IEPS モダリティーの主な認定要件

カテゴリー	要件	
A	基本要件 (全認定)	税務義務履行証明 (Positive Tax Opinion Compliance)
		従業員がいること (人材派遣を含む)
		SAT 発行のブラックリスト (税務義務違反者等) に掲載されていないこと
		有効なデジタル印章
		活動を実施する全ての施設を SAT に登録
		有効な輸入業者登録 (場合によっては特定部門別輸入業者登録)
		当局による査察を随時受け入れること
		輸出入先の企業リスト (過去 12 ヶ月) (注 1)
		国内サプライヤーリスト (過去 6 ヶ月) (注 1)
		申請時で 8 ヶ月以上の契約期間が担保された不動産の合法的使用
		SAT が過去 3 年間、申請企業の株主や代表者、取締役員に対して刑事告訴をしていないこと
		SAT が規定する在庫管理
		SAT が規定する電子会計帳簿の導入
	株主、代表者、取締役等の租税義務に滞りがない	
連邦公課法 (LFD) 第 40 条が定める登録手数料の支払い		
IVA・IEPS モダ	10 人以上の従業員 (人材派遣を含む) と社会保険義務の履行	

カテゴリー	要件	
	リティー	国内投資の証明
		既認定企業の場合、保税在庫管理義務を果たしていること
		国内サプライヤーが SAT のブラックリスト（CFF 第 69 条 B）に載っていないこと
	うち IMMEX	有効な IMMEX 登録を持つこと
		IMMEX オペレーションに必要なインフラを所有
		直近 12 ヶ月の一時輸入額の 60%以上について、再輸出（バーチャル輸出含む）すること（注 1）
活動内容（生産・サービス）に関するフローの証明		
	プロジェクトの継続性を証明する書類（受託生産契約、購買契約書等）	
	うちセンシティブ品目（鉄鋼、繊維、砂糖等）	最低 12 ヶ月以上の IMMEX オペレーション経験
AA	(Aに加えて)	直近 4 年間のオペレーション経験、1,000 人以上の従業員、あるいは 5,000 万ペソ以上の設備・機材を持つ
		直近 12 ヶ月において SAT に対し租税債務が無いこと（注 2）
		直近 6 ヶ月の IVA 還付申請において、却下された額が許可された額の 20%以内で却下額が 500 万ペソを超えないこと
AAA	(Aに加えて)	直近 7 年間のオペレーション経験、2,500 人以上の従業員、あるいは 1 億ペソ以上の設備・機材を持つ
		直近 24 ヶ月において SAT に対し租税債務が無いこと（注 2）
		直近 6 ヶ月の IVA 還付申請において、却下された額が許可された額の 20%以内で却下額が 500 万ペソを超えないこと

（注 1） 過去 12 ヶ月以内に初めて IMMEX に登録された企業については免除

（注 2） 租税債務が保証金でカバーされている、あるいは SAT と返済方法について合意されていれば申請可
（出所） ジェトロ資料より作成

AEO の認定を受けるためには、税務、通関、物流セキュリティの 3 分野におけるコンプライアンスの徹底と、最低 3 年間の貿易事業実績が必要であり、その期間における納税義務の履行や適正な通関手続きの履行が検査されるとともに、物流の安全性に関して、図表 9-9 に示す項目をクリアしなければならない。

図表 9-9 AEO 認定企業登録のための物流の安全性に関する要件

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ サプライヤー・チェーンにおける安全対策 ・ 関連施設の安全性と安全対策 ・ 関連施設へのアクセス管理 ・ 取引相手の安全性及び信頼性の確保 ・ 製造・流通プロセスにおける安全性 ・ 通関手続きの適正な履行と管理 ・ 輸送手段・コンテナの安全性 ・ 従業員の安全性 ・ 情報・書類の安全性 ・ 物流セキュリティに関する研修プログラム ・ 事故の管理と調査
----	--

（出所） ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

(3) 恩典の内容

「IVA・IEPS」モダリティー企業に与えられる恩典の内容は前述のとおりだが、AEO企業に与えられる主な恩典は以下のとおりである。

- 専用通関レーン（Express）の利用
- 輸入申告書の部分的修正
- 申告漏れや未申告の指摘を受けた際の修正申告
- V5オペレーションの実施
- バーチャル一時輸入調達した部材の36ヵ月の滞留期間

7. 州別の投資インセンティブ

メキシコの各州においては、それぞれ独自の投資インセンティブが存在する。こうした投資インセンティブに加え、州政府と個別に交渉することで追加的に個別のインセンティブを得られる可能性もある。

8. AMLO 政権による新規導入インセンティブ

国営企業を優遇する姿勢を取っている AMLO 政権では産業振興政策が積極的に進められているわけではない中で、北部国境地帯やテワンテペック地峡等の一部特定地域に限っては重視しており税制インセンティブを導入したほか、半導体や電子部品等の戦略分野における輸出製造業への投資を促すための恩典を発表している。これは、昨今のニアショアリングの流れを受けた政策実施の動きであると思われる。本節では2023年1月時点で導入されている AMLO 政権下での税制インセンティブについて示す。

(1) テワンテペック地峡進出企業への税制インセンティブ

AMLO 政権では、テワンテペック地峡開発プロジェクトを推進しており、10ヵ所の工業地帯の開発が計画されている。これらの工業地帯において適用される新たな税制インセンティブが2023年6月5日に連邦官報にて発表された。10ヵ所の工業地帯のうち6ヵ所（ベラクルス州のコアツァコアルコス1、コアツァコアルコス2、サン・フアン・エバンヘリスタ、テキステペック、及びオアハカ州のサリナ・クルス、サン・ブラス・アテンパ）は同年5月の官報で公示されている。

各拠点において工業団地等を開発するディベロッパーと、同拠点の土地を取得して特定の生産活動を行う企業に対して、所得税（ISR）と付加価値税（IVA）の恩典が付与される。

①対象の活動

恩典の対象となる特定の生産活動としては、以下図表9-10の12の活動が定められている。

図表 9-10 税制インセンティブの対象となる生産活動

特定の生産活動	1 電気・電子 2 半導体 3 自動車（電動車） 4 自動車部品・輸送機器 5 医療機器 6 製薬 7 アグロインダストリー 8 発電・配電機器（クリーンエネルギー） 9 機械・機器 10 情報通信技術 11 金属・石油化学 12 テワンテペック地峡開発公社（CIIT）運営審議会が定めるほかの生産活動
---------	--

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

② 特典の内容

所得税（ISR）と付加価値税（IVA）のインセンティブは以下図表 9-11 のとおりである。所得税（ISR）の 100%免除については、100%相当のタックスクレジットが与えられ、月次予定納税または確定申告納税時に収めるべき本来の税額から控除することで実施される。

図表 9-11 テワンテペック地峡進出企業に対するインセンティブの内容

所得税（ISR）	<ul style="list-style-type: none"> • 設立（注 1）から 3 年間の 100%免除 • その後 3 年間の 50%または 90%（注 2）の免除 • 設立から 6 年間の設備投資の即時償却（注 3） ※ただし、ISR 法第 181~182 条に基づくマキラドーラ・オペレーション等ほかの優遇措置との併用は不可
付加価値税（IVA）	<ul style="list-style-type: none"> • 政令の交付（2023 年 6 月 5 日）翌日から 4 年間（注 4）、域内の取引には IVA が課税されない

（注 1）進出企業が税制特典を受ける要件を満たすことを大蔵公債省が認定する確認証書が発行された時点が「設立」として特典の起点となる。

（注 2）大蔵公債省が定める指針に基づく雇用水準を上回った企業に対して 90%の免税率が適用される。

（注 3）ISR 法が定める償却率にかかわらず、設備投資の全額について、当該設備を利用した最初の年または翌年に一括で損金算入することを認める特典。

（注 4）テワンテペック地峡開発プロジェクトの残り 4 拠点については、本政令公布時に詳細な地域が定められていないため、同地域を特定する CIIT の行政文書公布後の 4 年間で IVA 免除の有効期間となる。

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

(2) 輸出製造業への税制インセンティブ

2023 年 10 月 11 日に、輸出製造業に対して一時的な税制特典を導入する政令が連邦官報で公布され、翌日から施行されている。この政令は、昨今のニアショアリングの追い風を活かして、戦略的分野への投資を呼び込み、競争力を強化することで、メキシコの国際的な立ち位置を強固にすることを目的として定められた。これまでメキシコでは、世界的な中国依存脱却の動きから恩恵を受けるための政策が打ち出されておらず、AMLO 政権に対して批判も集まっていた。

なお、本政令によるインセンティブは 2024 年または 2025 年までの現政権期間を対象とするものの限定である。

①対象となる輸出製造業

恩典の対象は、以下図表 9-12 の 10 の戦略業種において製造を行い、2023 年と 2024 年の輸出額が総取引高の 50%以上となるなっている輸出製造業である。財務省次官によれば、これらの 10 業種で新たにメキシコに投資して拠点を設ける企業のほか、既にメキシコに拠点を持つ企業であってもこれら 10 業種に該当する場合は恩典の対象となる。

図表 9-12 税制インセンティブの対象となる戦略業種

戦略業種	<ol style="list-style-type: none"> 1 人、家畜用の食品 2 肥料・農薬 3 製薬用原料、医薬品 4 電子コンポーネント（電子基板、回路、コンデンサー、抵抗器、コネクタ、半導体等） 5 計測・管理・航行用機器、電子医療機器 6 バッテリー・電池、電気ケーブル、コネクタ、コンタクト、ヒューズ、電気設備付属品 7 自動車用のガソリン・ハイブリッド・代替燃料エンジン 8 自動車、鉄道、船舶、飛行機に用いられる部品 9 航空機用の内燃機関エンジン、タービン、トランスミッション 10 医療・歯科用・研究所用非電子機器、医療用使い捨て素材、眼科用光学機器
------	---

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

②恩典の内容

本政令による恩典は、投資額の即時償却及び従業員に対して行われる研修の費用の追加損金算入である。

- 投資の即時償却（2023 年～2024 年）

上記の戦略業種の輸出製造企業は、以下図表 9-13 に示す最大償却率まで投資額を初年度に即時償却できる。ただし、同償却率を上回った投資額分を次年度以降に償却することはできないため、納税者による選択制となる。主に自動車、半導体、農業部門に対して、80%以上の償却率が設定されている。また、上記の 10 業種には含まれないが、映画や著作権のある動画を輸出向けに制作する場合にも、関連する投資の即時償却が可能である。

即時償却を適用する機械は新品である必要があり、償却適用年度後、原則として 2 年間は継続して使用する必要がある。ただし、ここでいう「新品」とは、「メキシコで初めて使用されるもの」と定義されているため、日本等の外国で使用されていた中古機械を持ち込む場合には即時償却を適用できる可能性があるが、本政令には不明瞭な部分も多いため、SAT が今後公布する予定の細則で詳細を確認する必要がある。

図表 9-13 加速度償却の分野別最大償却率

分類	製品／分野	最大償却率
対象製品別	自動車、バス、トラック、フォークリフト、トレーラー (電気、ハイブリッド、水素を動力とするものに限る)	86%
	農薬散布用飛行機	86%
	PC、サーバー、プリンター、スキャナー、グラフ表示器、バーコードリーダー、デジタル変換器、外付けメモリ、ネットワークハブ	88%
	ダイス、金型、鋳型、工具	89%
	メキシコにおける新製品開発や技術開発に直接使用される機器	89%
産業分野別 (設備・建設投資)	半導体の設計・加工・製造・組立・試験・パッケージング・研究、電子コンポーネントと半導体のパッキングを行うための施設の建設	56%
	医薬品、医薬品殺菌製品、診断用物質、医療用の錠剤・カプセル・水溶液、注射用薬剤を製造する機械	56%
	電子顕微鏡、電子医療機器、研究所向け機器、分析・試験用機器、診断・放射線治療機器、ペースメーカー・補聴器、インプラント機材を製造する機械	56%
	化学製品、電子コンポーネント・半導体の製造、組立、試験、パッケージングのプロセスで利用される材料を製造する機械	72%
	電子コンポーネント及び半導体の設計・加工・製造・組立・試験・パッケージングのための機械であり、配置、熱処理、酸化、拡散、リソグラフィ、フォトレジスト、洗浄・不純物除去、ドーピング、製造プロセスの自動化、試験、組立、パッケージング等の領域で使用されるもの	76%
	電子基板、回路、キャパシタ、コンデンサー、抵抗器、コネクタ、反動炭、インダクタ、トランス、モデム、電話機、ハーネス等の電子コンポーネントの設計・加工・製造・組立・試験・パッケージングのための機械	76%
	動画・写真撮影のための舞台・スタジオ建設・設営	80%
	音声・動画・ビジュアルエフェクトの編集のための機器・施設、アニメーションや音声・動画編集のためのコンピュータ、舞台裏の設営用機器、舞台装置	80%
	ハードディスク用磁気素材、電子基板、半導体パッケージング用素材、機構用素材（プラスチック、金属）、PCB、グラフィック基盤、ソリッドステートドライブ、実装基板、アダプタ、電子機器用バッテリー、液晶パネルを製造、組立、加工するための機械	83%
	撮影・録画用機器、撮影・録画用照明機器	83%
	自動車、ピックアップ、トラック、鉄道車両、船舶、航空機用のバッテリーを製造、組立、加工するための機械（これらの動力が電気の場合のみ）	86%
	自動車、ピックアップ、トラック、鉄道、船舶、飛行機の製造のための機械（これらの動力が電気、ハイブリッド、水素によるものに限る）	86%
	自動車、ピックアップ、トラック用のガソリンエンジン、ハイブリッドエンジン、代替燃料エンジンを製造するための機械	86%
	自動車、ピックアップ、トラック、鉄道、船舶、飛行機に用いられる電気・電子部品、ステアリング・サスペンション・変速機系統部品、座席・内装部品、動続プレス部品を製造するための機械	86%
	人、または家畜用の食品を生産するための機械、または食品生産ラインで用いられる機器、ボイラー、貯水タンク	88%

(出所) ジェトロ ウェブサイトより作成

- 従業員への研修費用の追加費用控除（2023年～2025年）

2023年～2025年の3年間に限り、各年度の年次確定申告において、該当年度に各従業員が受けた研修費用の増加額（2020年～2022年の従業員の研修費の年間平均額を上回る部分）の25%に相当する追加での損金算入が認められる。なお、納税する企業の活動に関連する技術的または科学的知識を提供するための研修が対象となる。